

令和 3 年 3 月 1 1 日市長決裁

第 2 次久喜市総合振興計画策定基本方針

1 総合振興計画策定の趣旨

本市は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併によって誕生しました。

平成 2 5 年 3 月には、本市の進むべき方向性を示す市政運営の指針として「久喜市総合振興計画」を策定し、将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛水と緑 市民主役のまち ～」と掲げ、さらなる飛躍、発展を遂げるための施策を着実に実施してきました。

今回、令和 4 年度に久喜市総合振興計画の目標年次を迎えることから、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き誰もが「住んでみたい」、「住んでよかった」、「今後も住みつけたい」と思えるまちづくりを推進するため、新たな総合振興計画を策定するものです。

2 計画策定の根拠

平成 2 3 年 5 月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合振興計画の法的な策定義務が撤廃されたことから、計画の策定については、地方公共団体の判断に委ねられることとなりました。

本市では、久喜市自治基本条例において、総合振興計画の策定義務を定めています。

[久喜市自治基本条例 第 1 1 条]

(総合振興計画の策定及び進行管理)

第 1 1 条 市長は、議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画等を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。

3 計画の名称

新たな総合振興計画の名称は、「第 2 次久喜市総合振興計画」とします。

4 計画の体系及び期間

第2次久喜市総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本的な構想で、まちづくりの基本的な考え方となる理念や、それに基づき市が目指すべきまちの姿を示す将来像など、政策の大きな方向性を定めます。

計画期間は、令和5年度から令和14年度の10か年とします。

(2) 基本計画

基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性や目標を定める計画です。

基本計画は、基本構想の計画期間10か年において、前期と後期に分けて策定するものとし、前期基本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5か年、後期基本計画は令和10年度から令和14年度までの5か年とします。

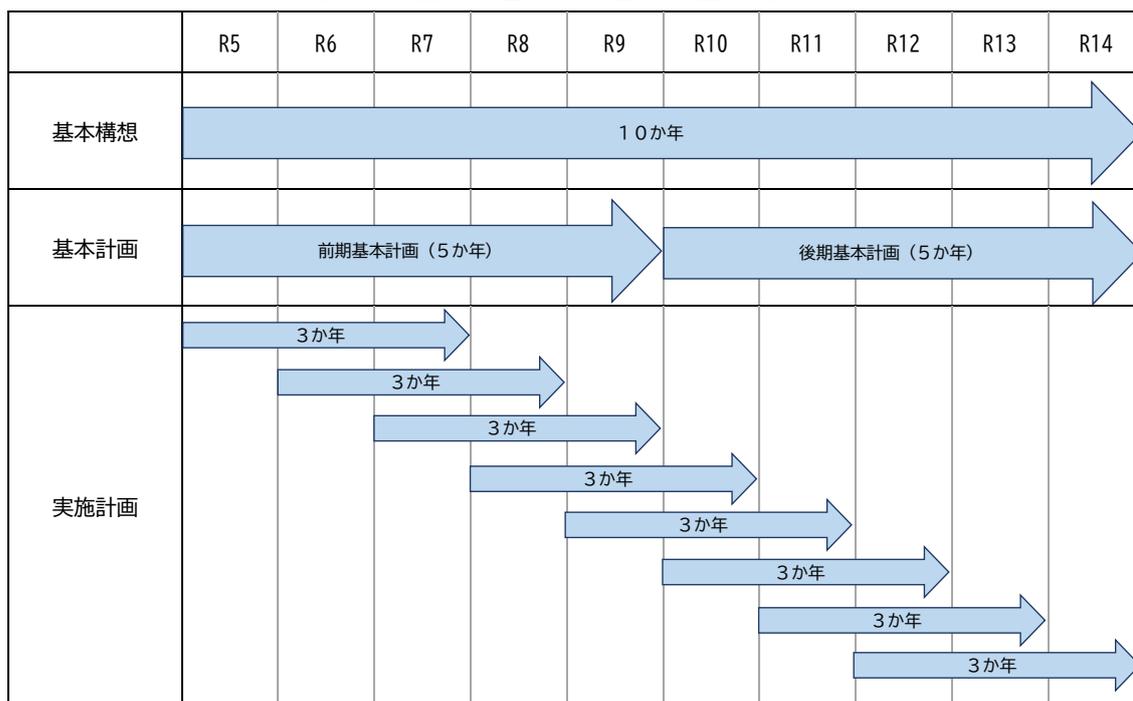
(3) 実施計画

基本計画に定めた施策の具体的な実施方法等を示す計画です。

計画期間は3か年とし、社会経済情勢や環境の変化に応じて毎年度見直しを行います。

(ローリング方式)

第2次久喜市総合振興計画の計画期間



5 計画策定の基本的な考え方

(1) 社会経済情勢の変化等への対応

社会経済情勢や市民ニーズの変化、厳しい財政状況や行財政改革、公共施設の適正配置など、本市を取り巻く環境の変化に対して、的確に対応できる計画づくりを進めます。

(2) 市民協働による計画づくり

計画の策定過程において、さまざまな市民参加の機会を設け、市民とともに考え、協力して計画づくりを進めます。

(3) 地方創生の推進

本市の人口は、減少傾向が継続していくと考えられます。今後も活力のあるまちを維持するためには、人口の将来展望を明確にし、その達成に向けた地方創生の取組みを推進する必要があります。

そのため、第2次久喜市総合振興計画では、最新の人口動態を踏まえて人口ビジョンを見直すとともに、まち・ひと・しごとの好循環の確立を目指すための計画である総合戦略を、本計画と一体的なものとして策定を進めます。

(4) SDGsの視点の取入れ

SDGsは、世界共通の持続可能な開発目標であり、地方公共団体も含めた幅広い関係機関の連携が重視されていることから、第2次久喜市総合振興計画の策定にあたっては、SDGsの視点を取り入れ、施策体系を再構築します。

また、令和5年度以降を始期とする各個別計画についても、計画中においてSDGsとの関連を明らかにします。

(5) 適切な進行管理ができる仕組みの構築

施策の成果を明確に把握し、PDCAサイクルを活用した適切な進行管理により、効率的・効果的な事業展開を図ることが出来る計画づくりを行います。

(6) 明瞭で分かりやすい計画づくり

構成や表現などが簡潔明瞭で、各個別計画との関連を明確にするなど、市民にとってわかりやすく、身近なものと感じられるような計画とします。

6 計画の策定体制

(1) 市民参加

ア 総合振興計画審議会

久喜市総合振興計画審議会条例に基づき、附属機関として、久喜市総合振興計画審議会を設置します。審議会は、市長の諮問に応じて、基本構想及び前期基本計画について、必要な調査及び審議を行います。

イ 市民意識調査

基本構想や施策の検討にあたっての基礎資料とするため、市民5,000人を対象とした市民意識調査や、市内中学校2年生を対象とした中学生アンケートを実施します。

ウ ワークショップ

行政と市民の協働による持続可能なまちづくりを考えるとともに、市民にSDGsを知っていただくため、ワークショップを実施します。

エ シンポジウム

市民とともに久喜市の未来を考えるシンポジウムを開催します。ワークショップで検討したSDGsに関連する取組みのほか、市内小・中学生による「未来の久喜市」の発表や、市長とパネリストによる意見交換を行います。

オ 計画案に対する意見募集

策定過程における資料を随時、市ホームページ等で公開するとともに、自由に市民が意見を提出できる体制を整えることで、計画策定の早い段階から市民意見を踏まえて計画案を検討していきます。

※ 上記の取組みで、久喜市市民参加条例に規定する市民参加の要件を満たしているため、市民意見提出制度（パブリック・コメント）は実施しないこととします。

(2) 庁内体制

ア 総合振興計画策定委員会

計画案を作成するため、副市長を委員長、総務部長を副委員長とし、部長級職員で構成する策定委員会を設置します。

また、策定委員会は、必要に応じて専門部会を設置し、関係する副部長等が横断的な調整を行います。

イ 各部、課、職員

総合振興計画がまちづくり全体の根幹となる基本的な指針であることを全ての職員が共有するとともに、基礎資料や計画案の作成については、策定の進捗状況や考え方を共有し、全庁的な策定作業の推進を図ります。

(3) SDGsに関する取組み

ア 職員研修

SDGsに関する理解を深めるため、全職員に対する研修を実施します。

イ SDGs取組方針の作成

市のSDGsに関する取組みの方向性となる「SDGs取組方針」を作成し、計画案に反映します。

ウ SDGsの普及・啓発

市ホームページや広報紙を活用してSDGsの目標や取組事例についての紹介を行うなど、SDGsの普及・啓発に努めます。

7 市議会への上程

令和4年11月定例会に上程します。

8 策定フローチャート

